○大型免許等を受けようとする者に対する講習の運用及びその細目について(通達)

(令和元年11月25日付け香運免第987号)

大型免許等を受けようとする者に対し、大型車講習、中型車講習、準中型講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、普通旅客車講習、第一種免許に係る応急救護処置講習及び第二種免許に係る応急救護処置講習については「大型免許等を受けようとする者に対する講習の運用及びその細目について」(平成29年3月10日付け香運免第144号)において運用されているところであるが、令和元年9月19日、道路交通法の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第31号)が交付されたことにより、AT限定大型二輪免許で運転することができる車両の総排気量の上限を設けないこととされ、また、AT限定大型二輪免許の試験車両を大型二輪免許の試験車両と同様に総排気量0.700リットル以上とすることとされたことに伴い、別紙1及び別紙2のとおり、大型免許等を受けようとする者に対する講習の運用を見直し、令和元年12月1日から適用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は、令和元年12月1日をもって廃止する。

大型免許等を受けようとする者に対する講習の運用について

第1 基本的留意事項

1 講習指導員

講習指導員は、講習実施者として適格性を有する者をもって充て、受講者数に応じて必要な数を確保すること。

(1) 講習指導員の要件

講習を委託する場合の講習指導員の要件は、それぞれ次のとおりとする。

ア 大型車講習

- (ア) 道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号。以下「16年改正法」という。)による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(大型)の交付を受けている者
- (イ) 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第183号)附則第5条 第1項の規定により都道府県公安委員会が指定する研修又はこれに準じた教育 として都道府県公安委員会が認めるものを修了した次の者
 - a 道路交通法の一部を改正する法律(平成5年法律第43号)附則第7条に規定するみなし教習指導員(以下「みなし教習指導員」という。)のうち、同法による改正前の道路交通法(以下「平成5年改正前の道路交通法」という。)第99条第1項第3号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者
 - b 平成16年改正法による改正前の道路交通法第99条の3第4項の規定により 教習指導員資格者証(大型)の交付を受けている者
- (ウ) 法第99条の3第4項第1号に該当する者(大型免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号。以下「届出規則」という。)第1条第2項第1号口に規定する届出自動車教習所指導員研修課程(以下「届出自動車教習所指導員研修課程」という。)で大型免許に係るものを修了した者であって、同号口(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

イ 中型車講習

- (ア) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(中型)の交付を受けている者
- (イ) みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の道路交通法第99条第1項第3号

の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた 者

(ウ) 法第99条の3第4項第1号に該当する者(中型免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号口(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

ウ 準中型車講習

- (ア) 道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号。以下「平成27年改正法」という。)による改正後の道路交通法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(準中型)の交付を受けている者
- (イ) 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第285号)附則第4条 第1項の規定により都道府県公安委員会が指定する研修を修了した者であって、 平成27年改正法による改正前の道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3 第4項の規定により教習指導員資格者証(中型)の交付を受けているもの
- (ウ) 平成27年改正法による改正後の道路交通法第99条の3第4項第1号に該当する者(準中型免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で準中型免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号口(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

工 普通車講習

- (ア) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(普通)の交付を受けている者
- (イ) みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の道路交通法第99条第1項第3号 の規定により、普通自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた 者
- (ウ) 法第99条の3第4項第1号に該当する者(普通免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号口(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

才 大型二輪車講習

- (ア) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(大自二)の交付を受けている者
- (イ) 法第99条の3第4項第1号に該当する者(大型二輪免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型二輪免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

力 普通二輪車講習

- (ア) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(普自二)の交付を受けている者
- (イ) みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の道路交通法第99条第1項第3号の規定により自動二輪車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者
- (ウ) 技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則(平成8年国家公安委員会規則第9号)附則第9条の規定により、教習指導員資格者証(普自二)と みなされる教習指導員資格者証(自二)の交付を受けている者
- (I) 法第99条の3第4項第1号に該当する者(普通二輪免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通二輪免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

キ 大型旅客車講習

- (ア) 法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証(大型二種)の交付 を受けている者
- (イ) 法第99条の3第4項第1号に該当する者(大型二種免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

ク 中型旅客車講習

- (ア) 法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証(中型二種)の交付 を受けている者
- (イ) 法第99条の3第4項第1号に該当する者(中型二種免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

ケ 普通旅客車講習

- (ア) 法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証(普通二種)の交付 を受けている者
- (イ) 法第99条の3第4項第1号に該当する者(普通二種免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号口(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

コー応急救護処置講習

別に定めるところにより、講習に対応した免許に係る応急救護処置講習に従事

する指導員として認定された者

2 講習施設

講習の実施に必要なコース、建物その他の設備を有する施設において行うこと。

3 講習の委託

講習を委託する場合は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第38条の3に定める基準に適合する者を選定すること。

なお、適正な委託契約によって講習の委託を行い、十分な講習水準の維持がなされ、 講習が適正に行われるよう、常時指導に当たること。

4 予算措置

講習に必要な施設、教材、器材等の整備に必要な予算措置については、特段の配意をすること。

5 講習の実施時期

講習は、原則として運転免許試験合格後に実施すること。

なお、免許申請前に講習を実施する場合、府令第38条第16項に定める証明書(講習を終了した日から起算して1年を経過しないものに限る。)を免許申請書に添付しなければならない(府令第18条の2第1項)ことについて、受講者に説明すること。

6 受講申請の受付

受講申請の受付に当たっては、受講申請書を提出させ、本人であることを確認する とともに運転免許試験の合格の有無についても確認すること。

なお、受講申請書は、受講記録として1年間保管すること。

第2 講習実施上の留意事項

1 大型車講習及び中型車講習

(1) 講習指導員数

各講習項目における講習指導員の数は、別添 1 「大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領」に定める基準を満たすこと。

(2) 講習の内容及び方法

講習は、別表1「大型車講習及び中型車講習の講習科目及び時間割等に関する細目」及び別添1「大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領」に準拠し、 講習指導案を作成し実施すること。

また、講習においては、別添 1「大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領」に基づき、課題を設定して行うこと。

(3) 使用車両

大型車講習にあっては、大型自動車(貨物自動車に限る。)を、中型車講習にあっては、中型自動車(貨物自動車に限る。)を使用すること。

2 準中型車講習

準中型免許を受けようとする者で、受講時において普通免許を受けているものに対しては、準中型自動車を使用した講習のみを実施し、受講時において普通免許を受けていないものに対しては、準中型自動車を使用した講習及び普通自動車を使用した講習を実施すること。

(1) 講習指導員数

準中型自動車を使用した講習の講習指導員の数は、別添 2 「準中型車講習における指導及び実施要領」に定める基準を満たすこと。

普通自動車を使用した講習の実技における講習指導員は、1グループ3名以内の 受講者に対し1名を基準とする。

(2) 講習の内容及び方法

ア 現に普通免許を受けている者

講習は、別表 2 「準中型車講習の講習科目及び時間割等に関する細目」の「1 準中型自動車を使用した講習」及び別添 2 「準中型車講習における指導及び実施要領」に準拠し、講習指導案を作成して実施すること。

イ 現に普通免許を受けていない者

講習は、第2の2(2)アの準中型自動車を使用した講習を実施するとともに、 別表2「準中型車講習の講習科目及び時間割等に関する細目」の「2 普通自動 車を使用した講習」及び別添3「普通車講習指導要領」に準拠し、講習指導案を 作成して実施すること。

普通自動車を使用した講習については、講習指導員1名に対し3名以内の受講者が同乗する複数講習を積極的に導入すること。

また、講習科目「4 高速道路での運転に必要な技能」については、運転シミュレーターの操作をもって実車走行に代えることができるものとする。

ウ 聴覚障害者に対する講習

聴覚障害者で、運転できる自動車等の種類を準中型自動車及び普通自動車に限定し、かつ、道路交通法施行規則第23条第1項(平成23年内閣府令第50号)の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等(以下「特定後写鏡等」という。)を使用すべきこととする条件(以下「特定後写鏡等条件」という。)が付される者に対する別表2に掲げる「危険を予測した運転(実技)」については、単独講習を実施すること。また、実車講習を踏まえて行われる「危険を予測した運転(討議)」についても、特定後写鏡等条件が付される者に対して、必要な知識を習得させる必要があることから、講習指導員1名による個別の対話形式により行うこと。ただし、特定後写鏡等条件が付されている複数の者に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数受講を実施しても差し支えない。

なお、特定後写鏡等条件が付される者が、補聴器を使用している場合には、

「危険を予測した運転(実技)」において実施する一部の講習を除き、補聴器を 使用させても差し支えない。

(3) 使用車両

準中型自動車を使用した講習については、準中型自動車(貨物自動車に限る。)を使用し、普通自動車を使用した講習については、普通自動車の乗用車を使用すること。ただし、特定後写鏡等条件が付される者に対する講習には、それぞれ、特定後写鏡等を準中型自動車は車室外に、普通自動車は車室内において使用すること。

3 普通車講習

(1) 講習指導員の数

実技における講習指導員は、1グループ3名以内の受講者に対し1名を基準とする。

(2) 講習内容

講習は、別表3「普通車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」及び別添3「普通車講習指導要領」に準拠し、講習指導案を作成して実施すること。

(3) 講習の方法

ア 講習においては、別添3「普通車講習指導要領」に基づき課題を設定して行う とともに、講習指導員1名に対し3名以内の受講者が同乗する複数講習を積極的 に導入すること。

また、講習科目「4 高速道路での運転に必要な技能」については、運転シミュレーターの操作をもって実車走行に代えることができるものとする。

イ 特定後写鏡等条件が付される者に対する別表 2 に掲げる「危険を予測した運転 (実技)」については、単独講習を実施すること。また、実車講習を踏まえて行 われる「危険を予測した運転(討議)」についても、特定後写鏡等条件が付され る者に対して、必要な知識を習得させる必要があることから、講習指導員 1 名に よる個別の対話形式により行うこと。ただし、特定後写鏡等条件が付される複数 の者に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数講習を実施し ても差し支えない。

なお、特定後写鏡等条件が付される者が、補聴器を使用している場合には、「危険を予測する運転(実技)」において実施する一部の講習を除き、補聴器を使用させても差し支えない。

(4) 使用車両

普通自動車の乗用車を使用すること。ただし、特定後写鏡等条件が付される者に 対する講習には、特定後写鏡等を車室内において使用すること。

4 大型二輪車講習及び普通二輪車講習

(1) 講習指導員の数

ア実技における講習指導員は、受講者3名以内に対し1名を基準とする。

なお、講習指導員が2名以上となる場合は、中心となる主任の講習指導員を指定し、この者の指示により、効果的な講習を行うこと。

イ 聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

(2) 講習の内容

講習は、別表4「大型二輪車講習及び普通二輪車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」及び別添4「大型二輪車講習及び普通二輪車講習指導要領」に準拠し、講習指導案を作成して実施すること。

(3) 講習の方法

講習においては、別添4「大型二輪車講習及び普通二輪車講習指導要領」に基づき課題を設定して行うこと。

(4) 使用車両

大型二輪車講習にあっては、AT限定大型二輪免許を受けようとする者に対しては、当分の間、総排気量0.600リットル以上、限定なし大型二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車を使用すること。普通二輪車講習にあっては、小型限定普通二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下、小型限定を除く普通二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車を使用すること。

5 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習

(1) 講習指導員の数

各講習項目における講習指導員の数は、別添 5 「大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における指導及び実施要領」に定める基準により行うこと。

(2) 講習の内容

講習は、別表5「大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」及び別添5「大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における指導及び実施要領」に準拠し、講習指導案を作成して実施すること。

また、講習においては、別添 5 「大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における指導及び実施要領」に基づき課題を設定して行うこと。

(3) 使用車両

大型旅客車講習にあっては、大型自動車(バス型、乗車定員30人以上)を、中型

旅客車講習にあっては、中型自動車(バス型、乗車定員11人以上29人以下)を、普通旅客車講習にあっては、普通乗用自動車を使用すること。

6 応急救護処置講習

(1) 講習指導員の数

講習指導員は、受講者10人以内に対し1人を基準とする。

(2) 講習の内容

講習は、次の免許の種類により、それぞれの細目に準拠し、講習指導案を作成して実施すること。

ア 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許 を受けようとする者に対する応急救護処置講習(以下「第一種免許に係る応急救 護処置講習」という。)

別表 6 「第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」

イ 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置講習(以下「第二種免許に係る応急救護処置講習」という。) 別表7「第二種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」

(3) 講習の方法

実技のうち、胸骨圧迫(心臓マッサージ)、気道確保及び人工呼吸については、 模擬人体装置を使用することとし、次の割合で使用すること。

- ア 第一種免許に係る応急救護処置講習については、受講者4名に対して全身2体 (全身1体及び半身1体でも差し支えないものとする。)の割合であること。
- イ 第二種免許に係る応急救護処置講習については、受講者4名に対して全身2体 (全身1体及び半身1体でも差し支えないものとする。)及び乳児1体の割合と する。

(4) 模擬人体装置

講習に使用する模擬人体装置は、別表6「第一種免許に係る応急救護処置講習の 講習科目及び時間割り等に関する細目」及び別表7「第二種免許に係る応急救護処 置講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」に対応したものであり、かつ、次 に掲げる基準に適合したものを使用すること。

ア 全身の模擬人体装置

胸骨圧迫(心臓マッサージ)、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができ、かつ、次のいずれの機能をも有するものであること。

- (ア) 胸骨圧迫(心臓マッサージ)
 - a 人体と同じような感覚で胸骨圧迫(心臓マッサージ)を実施できる構造で

あること。

b 圧迫の深さが視覚的に確認できること。

(イ) 気道確保

- a 頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であること。
- b 頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。

(ウ) 人工呼吸

- a 呼気吹き込みを行ったり止めたりすることに応じた胸の動き(上がったり 下がったり)が視覚的に確認できること。
- b aの胸の動きが人体を模して滑らかであることが視覚的に確認できること。
- c 呼気が逆流しない構造であること。

イ 半身の模擬人体装置

胸骨圧迫(心臓マッサージ)、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができる機能を有するものであること。

(5) 留意事項

当該講習を実施させる場合は、次のことに留意し、感染予防対策に万全を期すこと。

- ア 実習前にうがい、手洗いを実施させること。
- イ 模擬人体装置を使用して呼気吹き込み実習を行わせる場合には、受講生に対し、 事前に酒精綿(エタノール綿)を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭 させるとともに、使い捨て呼気吹き込み用具を使用し実施させること。
- ウ 受講者が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬 人体装置を使用してできる場合を除き、同装置を使用しての事後の実習は中止す ること。
- エ 受講時に、顔面や口周辺から出血がある受講者については、吹き込み実習は控えてもらうよう留意すること。
- オ 実習後は、ディスポ肺の交換やフェイスマスク、気道部分の清掃など衛生面の 配慮について怠りのないようにすること。

第3 その他

1 事故防止等

実技に当たっては、各種事故防止に万全を期するため、講習指導員に特段の配意をさせるとともに、講習中の事故に関し、傷害保険等に加入させること。

2 天候不順時の対応

大型二輪車講習及び普通二輪車講習については、降雪等の悪天候により予定していた講習が困難な場合は、後日、講習日を指定して受講させること。

また、大型車講習、中型車講習及び準中型車講習(準中型自動車を使用した講習)

については、講習科目 5 「悪条件下での運転」、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習については、講習科目 4 「悪条件下での運転」において、場内コース又は道路において凍結の状態にある路面での自動車の走行を行うこととされているが、これを道路において行う場合は、安全が確保されている場合に限ること。

3 講習場所の確保

講習を委託する場合には、受講者の利便等を考慮し、地域の実情に応じた講習場所の確保に配意すること。

別表 1 大型車講習及び中型車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容		時間
		1 貨物自動車の特	(1) 運転操作が貨物	運転操作が貨物に	与える影	1
		性を理解した運転	に与える影響を理	響及び荷重が運転掬	操作に与え	
危	実		解した運転	る影響を理解させ、	これを念	
険			(2) 貨物の荷崩れ、	頭においた適切な遠	度と滑ら	
を			転落防止等を理解	かな運転ができる能	②力を養わ	
予	技		した運転	せる。		
測			(3) 荷重が運転操作			
し			に与える影響を理			
た			解した運転			
運		2 危険を予測した	(1) 危険要因のとら	大型自動車及び中		1
転		運転	え方	に係る他の交通との		
			(2) 起こり得る危険	おける危険性を的確		
			の予測	危険回避する能力を	養わせる。	
			(3) 危険の少ない運			
			転行動の選び方			
			(4) 道路及び交通の			
			状況に応じた速度			
			による運転の仕方	ウェナクチャナ		4
		3 危険予測ディス	(1) 危険予測の重要	実車走行を踏まえ		1
	4.4	カッション	性	ごとに講習指導員の		
	討		(2) 走行中の危険場	相互の意見交換を行る場合を		
			面 12 個 2 各 除	予測能力の定着を図	ට ං	
	≐羊		(3) 起こり得る危険			
	議		の予測			
			(4) より危険の少な い運転行動			
		 4 夜間の運転	(1) 夜間における運	 夜間対向車の灯火	/	1
		4 似间切建拟	転視界の確保の仕	惑されること、その		ı
悪	実		方	状況を視覚により認		
条	~		/) (2) 夜間における道	とが困難になること		
件			路交通に係る情報	せ、そのような状況		
	技		のとらえ方	る視界確保の方法や		
で	10		(3) 夜間における運	転能力を養わせる。	X 1 4 E	
0			転の仕方	TARC/J C R 17 C 0 6		
運		5 悪条件下での運	(1) 積雪、凍結道路	凍結路面、積雪路	西等の悪	
転		転	の運転の仕方	条件下で、適切に対		
			(2) 濃霧、吹雪、砂	能力及び安全に運転		
			塵等で視界不良の	ができる限界を見極	め、時に	
			場合の運転の仕方	は運転を中止すると		
			(3) 豪雨、強風下で	能力を養わせる。	- · · · ·	
			の運転の仕方	· -		
			(4) 道路冠水の場合			
			の措置			
<u> </u>						
備考	休刮	息時間は、講習時間以タ	トに適当時間設けること。	•	合 計	4
						1

別表 2

準中型車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

1 準中型自動車を使用した講習

事項	方式	講習科目	講習細目	İ		時間
		1 貨物自動車 の特性を理解	(1) 運転操作が貨物に 与える影響を理解し	運転操作が	貨物に与える影響及 操作に与える影響を	1
危	実	した運転	た運転		れを念頭においた適	
険			(2) 貨物の荷崩れ、転		らかな運転ができる	
を			落防止等を理解した	能力を養わせ	る。	
予	技		運転			
測し			(3) 荷重が運転操作に 与える影響を理解し			
た			た運転			
運		2 危険を予測	(1) 危険要因のとらえ	準中型自動	車に係る他の交通と	1
転		した運転	方		ける危険性を的確に	
			(2) 起こり得る危険の		回避する能力を養わ	
			予測しない会話の小ないまた。	せる。	ゲタルゼイナムテい	
			(3) 危険の少ない運転 行動の選び方		等条件が付されてい は、路上における実	
			1]動の選び万 (4) 道路及び交通の状		する前に、特定後写	
			祝に応じた速度によ		ラー及び補助ミラー)	
			る運転の仕方	•	び使用方法を理解さ	
				せた上、コー	スにおける実車走行	
					の状況を聴覚により	
					状態でする運転に係	
					した運転に関する技 -	
		2 在除区测	(4) 在除る測の重要性	能を習得させる	<u>る。</u> 踏まえて、細目ごと	1
	討	3 危 険 予 測 ディスカッシ	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面		蹈まんで、細日こと の助言及び相互の意	ı
	נם	ョン	(2) 足11年の危険場面 (3) 起こり得る危険の		の助音及び相互の意 、危険予測能力の定	
		1	予測	着を図る。		
	議		(4) より危険の少ない		等条件が付されてい	
			運転行動		は、上記に加えて、	
					聴覚により認知でき	
					る運転に係る危険を	
					に必要な知識を習得	
		4 夜間の運転	(1) 夜間における運転	<u>させる。</u> 変関対向車		1
		4 1文间0万建和	視界の確保の仕方		の他交通の状況を視	'
悪	実		(2) 夜間における道路	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	することが困難にな	
条			交通に係る情報のと		させ、そのような状	
件			らえ方	況下における	視界確保の方法や安	
下	技		(3) 夜間における運転	全な運転能力	を養わせる。	
で			の仕方	\ 	/+ T =	
運		5 悪条件下で	(1) 積雪、凍結道路の		積雪路面等の悪条件	
転		の運転	運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵		対応できる能力及び ることができる限界	
			(2) 振務、 収当、 10座 等で視界不良の場合		には運転を中止する	
			の運転の仕方		力を養わせる。	
			(3) 豪雨、強風下での	_ · · / / 1 m/ HC	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
			運転の仕方			
			(4) 道路冠水の場合の			
			措置			
		** -+				
備考	備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。 合計 4					

- 19 -

2 普通自動車を使用した講習 (現に普通免許を受けていない者に限る。)

事項	方式	講習科目	講習細目	講	習 内 智	容	時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ 方 (2) 起こり得る危険の 予測 (3) より危険の少ない 運転行動の選び方	に る車鏡のせに認る能) たい おりでは でいたよ 知危をり でけ上りで険習場、後対をイ方、、きを得面危写し実ド法コ交な予さを険鏡て施 ご及一通い測せ	予等はすうびスの状しかに、ないでは、からのでは、ないでは、ででは、でいまで、ででは、でいまで、でいる。	を 替さお特助を 実覚 まま で まま で で で で で で で で で で で で で	1
	討議	2 危 険 予 測 ディスカッシ ョン	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の 予測 (4) より危険の少ない 運転行動	実講交を特者通い測せ車習換図定にの状しる走指をる後対状態た。写し況で運ののいる。	の助言及で、	が相互の意 則能力の定 寸されてい こかに ういに ういに ういに ういに ういに ういに ういに ういに ういに うい	1
高速道路での運	講義	3 高速道路で の運転に必要 な知識	(1) 高速道路利用上の 心得(2) 走行計画の立て方(3) 本線車道への進入(4) 本線車道での走行(5) 本線車道からの離 脱	教本、視聴 を用いて、高 走行に当たっ 領等について	速道路の特 ての心構え	寺徴、高速 え、走行要	1
転転	実技	4 高速道路で の運転に必要 な技能	(1) 高速走行前の車両の点検の仕方(2) 本線車道への進入(3) 本線車道での走行(4) 本線車道からの離脱	高速道路に リ安全かつ円 付けさせると 特性を理解さ	滑な走行勢ともに、高	要領を身に	1
備考	構考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。 合 計					4	

別表 3 普通車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

事項	方式	講習科目	講習細目	講	習 内 容		時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ 方 (2) 起こり得る危険の 予測 (3) より危険の少ない 運転行動の選び方	により、危険	等条件が付る はすっないでは すっ使に補助 で が が が が が が が が が が が が が が が が が が	をおける とまず とまず という という とう とう とう とう 解走 よに ない 実写 ー さ 行り 係	1
	討議	2 危 険 予 測 ディスカッシ ョン	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の 予測 (4) より危険の少ない 運転行動	に講習指導員 見交換を行い 着を図る。	、危険予測能等条件が付るは、上記に加聴覚により記る運転に係る	相互の意 能力の定 されてい 加えて、 認知でき る危険を	1
高速道路での	講義	3 高速道路で の運転に必要 な知識	(1) 高速道路利用上の 心得(2) 走行計画の立て方(3) 本線車道への進入(4) 本線車道での走行(5) 本線車道からの離脱	を用いて、高	ての心構え、	散、高速 走行要	1
の運転	実技	4 高速道路で の運転に必要 な技能	(1) 高速走行前の車両の点検の仕方(2) 本線車道への進入(3) 本線車道での走行(4) 本線車道からの離脱	高速道路に リ安全かつ円 付けさせると 特性を理解さ	ともに、高道	頂を身に	1
備考	休	 憩時間は、講習時	間以外に適当時間設ける	 こと。	合	計	4

別表 4 大型二輪車講習及び普通二輪車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

方式	講習科目	講習細目	講習	内容	時間
実技	1 危険を予測した 運転	(1) 危険要因のとらえ方(2) 起こり得る危険の予測(3) 危険の少ない運転行動の選び方	運転シミュし 模擬体験するこ 険に対する予測 を養わせる。		1
討議・講	2 危険予測ディス カッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予 測 (4) より危険の少ない運 転行動	模擬体験を踏ま とに指導員の助 意見交換を行い 力の定着を図る [運転シミュし	加言及び相互の N、危険予測能	1
義	3 二人乗り運転に 関する知識	(1) 二人乗りに関する法 規制の内容 (2) 二人乗りの運転特性	自動二輪車のする道路交通容、一人乗りとの運転特性の道 りでの習熟の重理解させる。	二人乗りとで 皇い及び一人乗	
実技	4 ケース・スタデ ィ(交差点)	特徴的事故の危険に対 応した走行 ・ 直進する場合 ・ 右折する場合 ・ 左折する場合	的パターンについて模擬体験りい、交差点にあた 6険の防止につる。	ては観察等を行いて理解させ マロマーを用い	1
・	5 交通の状況及び 道路環境に応じた 運転	(1) 速度調整 (2) 行き違い及び側方通 過 (3) 追い越し及び追い越 され (4) 制動の時期及び方法 (5) 自由走行	速度。安の追いのでででででである。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	は に に に に に に に に に に に に に	
備考	休憩時間は、講習時	間以外に適当時間設けるこ	と。	合 計	3

別表 5 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容		時間
		1 危険を予測した	(1) 危険要因のとら	交通量の多い市街		2
_	実	運転	え方	る旅客輸送を想定し		
危			(2) 起こり得る危険	通との関わりと危険		
険	++		の予測	させながら、的確な		
を予	技		(3) 危険の少ない運	能力及び危険回避能	ど月を食わ	
測			<u>転行動の選び方</u> (1) 危険予測の重要	<u>せる。</u> 直前に行った実技	における	1
		カッション	(1) 危険が憩の重要し	危険場面等を踏まえ	旅客を	'
た	討	73 7 7 3 7	(2) 走行中の危険場	安全に輸送するため		
運	н		面	換を行い、危険予測		
転			(3) 起こり得る危険	着を図る。		
	議		の予測			
			(4) より危険の少な			
			い運転行動			
		3 夜間の運転	(1) 夜間における運	旅客輸送を想定し		1
夜	Ð		転視界の確保の仕	向車の灯火により眩		
間の	実		方(2) 存即における道	ことその他交通の状により初れます。		
の運			(2) 夜間における道 路交通に係る情報	により認知すること なることを理解させ		
転	技		のとらえ方	うな状況下における	•	
ŦA	1X		(3) 夜間における運	の方法や安全な運転		
			転の仕方	わせる。	א הריו כ בל	
悪		4 悪条件下での運	(1) 積雪、凍結道路	旅客輸送を想定し	,、凍結の	1
条		転	の運転の仕方	状態にある路面で	の走行な	
件	実		(2) 濃霧、吹雪、砂	ど、自然環境下にあ	ける様々	
下			塵等で視界不良の	な悪条件を体感させ		
で			場合の運転の仕方	伴う的確な危険予測		
の			(3) 豪雨、強風下で	回避能力を養わせる	•	
運	技		の運転の仕方			
転			(4) 道路冠水の場合 の措置			
		5 身体障害者等へ	<u> </u>	 子供、高齢者及び	ぶ 自休陪宝	1
		の対応	行動特性を理解し	者等の特性を理解さ		'
	実	יטיונעכט	た運転行動と対応	における危険予測・		
身	^		・ 児童・幼児の保	能力を養わせる。		
体			護	旅客となり得る身	体障害者	
膧			・高齢者の保護	等の特性を理解させ		
害者等			・ 子供や高齢者が	障害に対応した介助	カ方法を習	
者			事故に遭いやすい	得させる。		
等			場所における保護			
^	習		・高齢者等の乗車			
0			時等の対応			
対			(2) 身体障害者の行			
応			動特性を理解した 運転行動と対応			
			・身体障害者の保			
			・分体障害有の体 護			
			・身体障害者の乗			
			降時の対応			
						\vdash
備考	休	憩時間は、講習時間以	外に適当時間設けること	<u>-</u> °	合 計	6

- 19 -

別表 6 第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
	1 応急救護処置	(1) 応急救護処置の意義	生命尊重の意識の高揚を	1
	とは	(2) 応急救護処置の目的	図るとともに、応急救護処	
		(3) 応急救護処置の内容	置の重要性について理解さ	
			せる。	
	2 実施上の留意	(1) 適切な実施場所の選定	処置を実施する者の安全	
	事項	(2) 事故発生時の通報	確保と負傷者の状態の悪化	
講		(3) 感染対策	防止の観点から指導する。	
		(4) その他の留意事項		
	3 救急体制	(1) 救急活動体制	交通事故発生時の救急体	
		(2) 救急医療体制	制について具体的に説明す	
		(3) 交通事故による負傷の	る。	
		特徴		
	4 応急救護処置	(1) 負傷者の観察	各項目において、最小限	
	の基礎知識	(2) 負傷者の移動	必要な基礎知識について、	
		(3) 体位管理	教本を用いて理解させる。	
		(4) 心肺蘇生	AEDを用いた除細動に	
義		ア 胸骨圧迫(心臓マッ	ついては、その概要、AE	
		サージ)	Dの設置場所及び一般向け	
		イ 気道確保	の講習について、教本等を	
		ウー人工呼吸	用いて説明する。	
		(5) AEDを用いた除細動	心肺蘇生の中止、救命の	
		(6) 気道異物除去	連鎖について指導する。	
		(7) 止血法		
	5 応急救護処置	(1) 応急救護処置の手順	指導員によるデモにより	2
	の基本	(2) 各手技の要点	行う。	
	6 応急救護処置	(1) 負傷者の観察(意識)	成人の場合を重点的に指	
実	の実践	(2) 負傷者の移動	導する。	
		(3) 負傷者の観察(呼吸)	肩をたたき、声をかけさ	
		(4) 体位管理	せる。	
		(5) 胸骨圧迫(心臓マッサ	気道確保しながら、胸と	
技		ージ)	腹部の動きから判断するこ	
		(6) 気道確保	とを強調する。	
		(7) 人工呼吸	回復体位を重点的に指導	

ージ)と人工呼吸(循環) 胸骨圧迫(心臓マッサー (9) 気道異物除去 ジ)を1分間に100~120回	
のテンポで約1分間実施さ	
実しせる。	
頭部後屈あご先挙上法を	
指導する。	
口対口で、息を約1秒か	
けて、2回吹き込ませる。	
技 胸骨圧迫(心臓マッサー	
ジ)を1分間に100~120回	
のテンポで30回と人工呼吸	
2 回を 1 サイクルとして、	
5 サイクル連続して実施さ	
せる。	
腹部突き上げ法、背部叩	
打法について指導する。	
直接圧迫が効果的である	
ことについて指導する。	
7 まとめ 訓練の継続と実行の大切さ	
備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。 合 計	3

別表 7 第二種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
	1 応急救護処置	(1) 応急救護処置の意義	生命尊重の意識の高揚を	1
	とは	(2) 応急救護処置の目的	図るとともに、応急救護処	
		(3) 応急救護処置の必要性	置の重要性について理解さ	
		(4) 応急救護処置の内容	せる。	
	2 実施上の留意	(1) 適切な実施場所の選定	処置を実施する者の安全	
	事項	(2) 事故発生時の通報	確保と傷病者の状態の悪化	
		(3) 感染対策	防止の観点から指導する。	
		(4) その他の留意事項		
講	3 救急体制	(1) 救急活動体制	交通事故発生時の救急体	
		(2) 救急医療体制	制について具体的に説明す	
		(3) 交通事故による負傷の	る。	
		特徴		
	4 具体的な実施	(1) 傷病者の観察	各項目において、最小限	
	要領	(2) 傷病者の移動	必要な基礎知識について、	
		(3) 体位管理	教本を用いて理解させる。	
義		(4) 心肺蘇生	AEDを用いた除細動に	
		(5) AEDを用いた除細動	ついては、その概要、 A E	
		(6) 気道異物除去	Dの設置場所及び一般向け	
		(7) 止血法	の講習について、教本等を	
		(8) 包帯法	用いて説明する。	
		(9) 固定法	心肺蘇生の中止、救命の	
			連鎖について指導する。	
	5 各種傷病者に	(1) 各種外傷に対する対応	各種傷病者に対する対応	1
	対する対応	(2) 熱傷に対する対応	要領について理解させる。	
		(3) 各種症状に対する対応		
		(4) 中毒に対する対応		
	6 まとめ	訓練の継続と実行の大切さ		
	7 傷病者の観察	(1) 傷病者の観察	肩をたたき、声をかけさ	1
実	・移動	(2) 車内から車外に運び出	せる。	
		す場合		
		(3) 路上に倒れている人を		
技		運ぶ場合		
	8 体位管理	(1) 傷病者に意識がある場 	回復体位を重点的に指導 	
		合	する。	

		(2) 傷病者に意識がない場		
		合		
		(3) ショックの場合		
		(4) 呼吸困難の場合		
		(5) 心肺蘇生を行う場合		
実	9 心肺蘇生	(1) 意識状態の観察	成人の場合を重点的に指	2
		(2) 呼吸状態の観察	導する。	
		(3) 胸骨圧迫(心臓マッサ	気道確保しながら、胸と	
		ージ)	腹部の動きから判断するこ	
		(4) 気道確保と人工呼吸	とを強調する。	
			胸骨圧迫(心臓マッサー	
			ジ)を1分間に100~120回	
			のテンポで約1分間実施さ	
			せる。	
			頭部後屈あご先挙上法を	
			指導する。	
			口対口で、息を約 1 秒か	
			けて、2回吹き込ませる。	
			胸骨圧迫(心臓マッサー	
			ジ)を1分間に100~120回	
			のテンポで30回と人工呼吸	
			2回を1サイクルとして、	
			5 サイクル連続して実施さ	
技			せる。	
	10 気道異物除去	(1) 腹部突き上げ法	·	
		(2) 背部叩打法		
	11 止血法	(1) 出血の観察	直接圧迫が効果的である	
		(2) 傷口の圧迫	ことについて指導する。	
		(3) 包帯等の利用		
		(4) 頭部、顔面の止血		
		(5) 効果的な止血法		
	12 包帯法	(1) 頭部の場合		1
		(2) 体幹部位の場合		
		(3) 上肢・下肢の場合		
	13 固定法]]
備考	休憩時間は、講習	時間以外に適当時間設けるこ	と。 合計	6

別添 1

大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領

1 貨物自動車の特性	
を理解した運転	
講習細目	指導要領
1 運転操作が貨物に与	急激な運転や通常運転を行うことにより、どの程度の運転操
える影響を理解した運	作が貨物に影響を与えるか理解させ、それに応じた運転を修得
転	させる。
2 貨物の荷崩れ、転落	貨物輸送に配慮した運転ができるように、発進、加速、車線
防止等を理解した運転	変更、減速、停止などの一連の運転行動が滑らかにできるよう
	訓練する。
3 荷重が運転操作に与	荷重がかかることにより、ハンドル及び制動効果が違うこと
える影響を理解した運	並びに発進時における動力の伝達方法の違いを理解させ、それ
転	に応じた運転を修得させる。
	講習実施要領

1 講習の方法

- (1) 本講習については、施設内のコースにおいて実施する。
- (2) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の前部、後部及び車軸の上に当たる部分の3箇所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させること。
- (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね50パーセント以上の貨物を積んで施設内のコースを走行し、貨物の運転操作に与える影響を体感させること。
- (4) 講習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、講習の中断時間が短い場合に限り行うこと。
- 2 講習指導員の数
 - 本講習における講習指導員は、受講者1名に対し1名とする。
- 3 使用車両
- (1) 大型車講習のうち、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転の細目については、中型自動車又は準中型自動車を使用して行うことができる。
- (2) 中型車講習のうち、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転の細目については、 準中型自動車を使用して行うことができる。

2 危険を予測した運転	
講習細目	指 導 要 領
1 危険要因のとらえ方	絶えず変化する道路上の危険要因(情報)をより早く、より
	広く、より深くとらえさせ、これらの情報を取捨選別する方法
	について訓練させる。
2 起こり得る危険の予	とらえた危険要因(情報)ごとに、危険予測の仕方について
測	解説指導し、顕在的・潜在的危険を予測させる。
	個癖にとらわれた予測を払拭し、どの危険に対してどのよう
	な予測をするか個々具体的に指導し、受講者にも順次危険要因
	を拾い上げさせ予測の仕方を定着させる。
3 危険の少ない運転行	入手した情報により予測した危険について、安全な回避行動
動の選び方	を選択させる。
	貨物輸送の運転者として、一般の運転者より安全な運転行動
	の必要性を理解させるとともに、余裕を持った回避行動を定着
	させる。
4 道路及び交通の状況	大型自動車及び中型自動車の特性を理解させた上、道路及び
に応じた速度による運	交通に応じた速度での運転の仕方を指導する。
転の仕方	
	講習実施要領

1 講習の方法

(1) 観察学習(自動車の運転を想定し、他人の運転を観察させることによる講習。以下「観察学習」という。)及び、コメンタリードライビング(受講者が自動車の運転を通じ、見たり、感じたり、思ったりした危険に関する様々な情報を運転しながら短い言葉でコメントすることによる講習。以下「コメンタリードライビング」という。)を行う

こと。

また、観察学習についてのみ、複数講習(自動車の運転に関する実技の講習を自動車により行う場合に、講習指導員が受講者の運転する自動車に他の受講者1人又は2人と乗車し、又は講習指導員の運転する自動車に3人以下の受講者を同乗させて指導する方法による講習。以下「複数講習」という。)又は運転シミュレーターによる講習を行うことができるものとする。ただし、複数講習を行う場合は、それぞれ受講者の運転できる機会が均等になるよう配意すること。また、運転シミュレーターによる講習を行う場合は、講習指導員1人が同時に3人以内の受講者に対し講習を行う(以下「集団講習」という。)ことができるものとする。

- (2) 上記(1)の方法による講習を行った後、引き続き講習項目 3 「危険予測ディスカッション」を行う方法により、 2 時間連続して行うこと。
- (3) 受講者の運転による講習は、その直後に講習項目3「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、受講者に何らかの印象付けをさせるように努めること。
- (4) 複数の受講者により行う場合については、次の方法によることができるものとする。 ア 観察学習を複数講習で行う場合は、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。
 - イ 観察学習を運転シミュレーターと複数講習で行う場合については、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。
- 2 講習指導員の数

観察学習について複数講習及び運転シミュレーターによる講習を行う場合は、上記 1 (1)に基づく講習指導員数とする。

3 危険予測ディスカッショ	
ン	
講習細目	指導要領
1 危険予測の重要性	視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げ
	て「危険予測の意義、重要性」について説明する。
2 走行中の危険場面	直前に実施された「危険を予測した運転」における走行中の
	場面を素材にして、受講者に危険場面を抽出させる。その際、
	できるだけ受講者からの発言を引き出し、不足している内容に
	ついて講習指導員が補足説明するよう心掛ける。
3 起こり得る危険の予	それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、そ
測	れがなぜ危険なのかを理解させる。
4 より危険の少ない運	予測させる危険に対してとる運転行動のうち、どのような運
転行動	転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。
	講習実施要領

1 講習方法

- (1) 講習項目 2 「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本講習を行わせること。
- (2) 講習指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ受講者の考え方や疑問を引き出し、発言させること。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した講習を行うなど、実施方法について工夫すること。

- (3) 本講習における講習指導員は、できるだけ直前に行った講習項目 2 「危険を予測した運転」における講習指導員が引き続き行うこと。
- (4) 本講習における受講者の数は、受講者全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。

4	夜	間	の	運	転	
	講	習	細	目		指導要領
1	夜間	引に d	おける	5 運車	云視	前照灯の照射角度により視界に差があることを理解させると
ļ	界の硝	保の)仕方	•		ともに、視界確保の仕方について修得させる。
2	夜間	引にす	おける	3道距	各交	蒸発現象や眩惑等、夜間特有の現象を理解させ、早期的確な
3	通に係	系る性	青報の	りとら	うえ	情報のとらえ方について修得させる。
7	方					

3 夜間における運転の 仕方

前照灯の切り替え等、夜間におけるよりよい運転方法を理解させ、反復指導してこれを修得させる。

講習実施要領

1 講習方法

- (1) 日没後の道路における講習を原則とすること。
- (2) ただし、上記(1) の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。
 - ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。
 - イ 講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習、 施設内のコースにおける講習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた 後、引き続き道路における講習を行うもの(ただし、講習から講習への移動時間の短 い場合に限る。)。
- (3) 上記(1)及び(2)により講習を行うことができない場合、日没に近接した時間に行うものであって、講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き施設内のコースにおいて擬似薄暮時走行を行う(ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。)講習方法により実施すること。

なお、講習中に日没となった場合は、道路における講習を行っても差し支えないものとする。

- (4) 本講習については、次のことに留意すること。
 - ア 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天 文台が発表する各地の日没時間によること。
 - イ 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル(透過率40%の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの。)を使用すること。また、あらかじめ施設内のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行うこと
 - ウ 道路における講習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行うこと(設定された コースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとする が、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定すること。)。
- 2 講習指導員の数
- (1) 本講習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団講習によることができるものとする。
- (2) 暗室における講習については、施設の規模により適正な講習が実施できる人数とする こと。

5 悪条件下での運転	
講習細目	指導要領
1 積雪、凍結道路の運	積雪、凍結路面において急ブレーキや急ハンドル操作を実施
転の仕方	させ、その危険性を理解させるとともに、早めの制動や十分な
	車間距離等、安全な走行方法について訓練させる。
2 濃霧、吹雪、砂塵等	視界不良の場合における視界の確保方法及び危険要因の早期
で視界不良の場合の運	発見方法を修得させ、早めの制動や十分な車間距離の確保等、
転の仕方	安全な走行方法について訓練させる。
3 豪雨、強風下での運	豪雨及び強風下における車体への影響を理解させるとともに、
転の仕方	同状況下における安全な走行方法について訓練させる。
4 道路冠水の場合の措	冠水部分における走行可否のみきわめ方法を修得させるとと
置	もに、通過後の安全確認等を理解させる。
	講習実施要領

1 講習方法

- (1) 道路又は施設内のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る講習を行う場合は、凍結又は積雪状態にある路面での走行に限らせること。
 - また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限ること。
- (2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。
 - ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。
 - イ スキッドコース又はスキッド講習車を使用するもの(以下「スキッド講習」という。)。
 - ウ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き上記(1)の 方法による講習を行うもの(ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限

る。)。

- (3) なお、道路における講習又は施設内のコースにおける講習において、実際の悪条件下における運転に係る講習を行う場合、又は、スキッド講習を行う場合(悪条件の一部での走行のみの場合)については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で細く説明すること。
- 2 講習指導員の数

運転シミュレーターによる講習又はスキッド講習を行う場合は、集団講習によることができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド講習を集団で行う場合は、運転しない他の受講者は安全な場所で見学する方法によるものとすること。

- 3 使用車両
- (1) 大型車講習にあっては、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
- (2) 中型車講習にあっては、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

1 貨物自動車の特性	
を理解した運転	
講習細目	指導要領
1 運転操作が貨物に与	急激な運転や通常運転を行うことにより、どの程度の運転操
える影響を理解した運	作が貨物に影響を与えるか理解させ、それに応じた運転を修得
転	させる。
2 貨物の荷崩れ、転落	貨物輸送に配慮した運転ができるように、発進、加速、車線
防止等を理解した運転	変更、減速、停止などの一連の運転行動が滑らかにできるよう
	訓練する。
3 荷重が運転操作に与	荷重がかかることにより、ハンドル及び制動効果が違うこと
える影響を理解した運	並びに発進時における動力の伝達方法の違いを理解させ、それ
転	に応じた運転を修得させる。
	講習実施要領

1 講習の方法

- (1) 本講習については、施設内のコースにおいて実施する。
- (2) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の1箇所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させること。
- (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね50パーセント以上の貨物を積んで施設内のコースを走行し、貨物の運転操作に与える影響を体感させること。
- (4) 講習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、講習の中断時間が短い場合に限り行うこと。
- 2 講習指導員の数
 - 本講習における講習指導員は、受講者1名に対し1名とする。
- 3 使用車両
 - 準中型車(貨物自動車に限る)を使用する。

2 危険を予測した運転	
講習細目	指導要領
1 危険要因のとらえ方	絶えず変化する道路上の危険要因(情報)をより早く、より
	広く、より深くとらえさせ、これらの情報を取捨選別する方法
	について訓練させる。
2 起こり得る危険の予	とらえた危険要因(情報)ごとに、危険予測の仕方について
測	解説指導し、顕在的・潜在的危険を予測させる。
	個癖にとらわれた予測を払拭し、どの危険に対してどのよう
	な予測をするか個々具体的に指導し、受講者にも順次危険要因
	を拾い上げさせ予測の仕方を定着させる。
3 危険の少ない運転行	入手した情報により予測した危険について、安全な回避行動
動の選び方	を選択させる。
	貨物輸送の運転者として、一般の運転者より安全な運転行動
	の必要性を理解させるとともに、余裕を持った回避行動を定着
	させる。
4 道路及び交通の状況	準中型自動車の特性を理解させた上、道路及び交通に応じた
に応じた速度による運	速度での運転の仕方を指導する。
転の仕方	
	講習実施要領

1 講習の方法

- (1) 観察学習及びコメンタリードライビングを行うこと。
 - また、観察学習についてのみ、複数講習又は運転シミュレーターによる講習を行うことができるものとする。ただし、複数講習を行う場合は、集団講習を行うことができるものとする。
- (2) 上記(1)の方法による講習を行った後、引き続き講習項目 3 「危険予測ディスカッション」を行う方法により、 2 時間連続して行うこと。

- (3) 受講者の運転による講習は、その直後に講習項目3「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、受講者に何らかの印象付けをさせるように努めること。
- (4) 複数の受講者により行う場合については、次の方法によることができるものとする。 ア 観察学習を複数講習で行う場合は、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。
 - イ 観察学習を運転シミュレーターと複数講習で行う場合については、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。
- 2 講習指導員の数

観察学習について複数講習及び運転シミュレーターによる講習を行う場合は、上記 1 (1)に基づく講習指導員数とする。

3 特定後写鏡等条件が付される者に対する講習

特定後写鏡等条件が付される者に対しては、上記の指導を行う前に、コースにおける実車走行により、次の要領により指導を行う。

緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知し、対応するために必要な技能について、車室内の後方をカーテンで覆った状態で後方の車両の有無を確認するなどして行う。

狭い道路から広い道路に後退し、又は道路外から道路に後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、車両から降車して確認を行わせる。

3 危険予測ディスカッショ	
ン	
講習細目	指導要領
1 危険予測の重要性	視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げ
	て「危険予測の意義、重要性」について説明する。
2 走行中の危険場面	直前に実施された「危険を予測した運転」における走行中の
	場面を素材にして、受講者に危険場面を抽出させる。その際、
	できるだけ受講者からの発言を引き出し、不足している内容に
	ついて講習指導員が補足説明するよう心掛ける。
3 起こり得る危険の予	それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、そ
測	れがなぜ危険なのかを理解させる。
4 より危険の少ない運	予測させる危険に対してとる運転行動のうち、どのような運
転行動	転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。
	講習実施要領

1 講習方法

- (1) 講習項目 2 「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本講習を行わせること。
- (2) 講習指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ受講者の考え方や疑問を引き出し、発言させること。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した講習を行うなど、実施方法について工夫すること。

- (3) 本講習における講習指導員は、できるだけ直前に行った講習項目 2 「危険を予測した 運転」における講習指導員が引き続き行うこと。
- (4) 本講習における受講者の数は、受講者全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。
- 2 特定後写鏡等条件が付される者に対する講習

特定後写鏡等条件が付される者に対しては、特に次の事項について、対話形式により行う。

また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行うほか、今後、運転を実際に行い気付いた事項について警察への連絡を依頼する。

交通の状況を聴覚により認知できない状態でする運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法

特定後写鏡等条件で運転する場合に遵守すべき事項(特定後写鏡等の意義及び聴 覚障害者標識の意義)

4 夜間の運転	
講習細目	指 導 要 領
1 夜間における運転視	前照灯の照射角度により視界に差があることを理解させると
界の確保の仕方	ともに、視界確保の仕方について修得させる。
2 夜間における道路交	蒸発現象や眩惑等、夜間特有の現象を理解させ、早期的確な
通に係る情報のとらえ	情報のとらえ方について修得させる。
方	
3 夜間における運転の	前照灯の切り替え等、夜間におけるよりよい運転方法を理解
仕方	させ、反復指導してこれを修得させる。
	講習 宝 施 要 領

1 講習方法

- (1) 日没後の道路における講習を原則とすること。
- (2) ただし、上記(1) の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。 ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。
 - イ 講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習、 施設内のコースにおける講習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた 後、引き続き道路における講習を行うもの(ただし、講習から講習への移動時間の短 い場合に限る。)。
- (3) 上記(1)及び(2)により講習を行うことができない場合、日没に近接した時間に行うものであって、講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き施設内のコースにおいて擬似薄暮時走行を行う(ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。)講習方法により実施すること。

なお、講習中に日没となった場合は、道路における講習を行っても差し支えないものとする。

- (4) 本講習については、次のことに留意すること。
 - ア 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天 文台が発表する各地の日没時間によること。
 - イ 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル(透過率40%の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの。)を使用すること。また、あらかじめ施設内のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行うこと。
 - ウ 道路における講習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行うこと(設定された コースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとする が、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定すること。)。
- 2 講習指導員の数
- (1) 本講習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団講習によることができるものとする。
- (2) 暗室における講習については、施設の規模により適正な講習が実施できる人数とすること。

5悪条件下での運転	
講習細目	指導要領
1 積雪、凍結道路の運	積雪、凍結路面において急ブレーキや急ハンドル操作を実施
転の仕方	させ、その危険性を理解させるとともに、早めの制動や十分な
	車間距離等、安全な走行方法について訓練させる。
2 濃霧、吹雪、砂塵等	視界不良の場合における視界の確保方法及び危険要因の早期
で視界不良の場合の運	発見方法を修得させ、早めの制動や十分な車間距離の確保等、
転の仕方	安全な走行方法について訓練させる。
3 豪雨、強風下での運	豪雨及び強風下における車体への影響を理解させるとともに、
転の仕方	同状況下における安全な走行方法について訓練させる。
4 道路冠水の場合の措	冠水部分における走行可否のみきわめ方法を修得させるとと
置	もに、通過後の安全確認等を理解させる。
	講習実施要領
1 ## 33 → 计	

1 講習方法

(1) 道路又は施設内のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る講習を行う場合は、凍

結又は積雪状態にある路面での走行に限らせること。

また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限ること。

- (2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。
 - ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。
 - イ スキッドコース又はスキッド講習車を使用するもの(以下「スキッド講習」という。)
 - ウ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き上記(1)の 方法による講習を行うもの(ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限 る。)。
- (3) なお、道路における講習又は施設内のコースにおける講習において、実際の悪条件下における運転に係る講習を行う場合、又は、スキッド講習を行う場合(悪条件の一部での走行のみの場合)については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で細く説明すること。
- 2 講習指導員の数

運転シミュレーターによる講習又はスキッド講習を行う場合は、集団講習によることができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド講習を集団で行う場合は、運転しない他の受講者は安全な場所で見学する方法によるものとすること。

3 使用車両

準中型車講習にあっては、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

普通車を使用した講習については、別添3 普通車講習指導要領によるものとする。

別添 3

普通車講習指導要領

1 危険を予測した運転(実技)

, , , , , , , , , , , , , , , ,		
講習細目	指導要領	備考
(1) 危険要因 のとらえ方	交差点、カーブでの走行や駐車 車両の側方通過等の危険場面を含 む路上を走行させ、素早く危険場 面をとらえる訓練をさせる。	に対しては、左記の指導を行う前
(2) 起こり得 る危険の予 測	とらえた危険場面ごとに、危険 を予測するための着眼点について 指導し、顕在的危険と潜在的危険 を予測させる。	び の警音器の吹鳴の指導を実施 するときは、補聴器を使用させな
	受講者がどのような予測をして いるか質問するなどして、理解度 を把握するように心掛ける。	り認知し、対応するために必要な
(3) より危険 の少ない運転行動の選 び方	危険が発生しても安全に対応できる速度、走行位置、を前もって選ばせる。 (複数の受講者を乗車させている場合) 運転者に観察を登講者に観察を引きれるいる場合にでは、1で対象をでは、1で対象をでは、1で対象をでは、1で対象をでは、1でが、1では、1ででは、1ででは、1ででは、1ででは、1ででは、1ででは	狭い道路から広い道路に前進及 び後退し、又は道路外から道路に 前進及び後退するときにおける危 険を予測した運転に必要な技能に ついて、他の車両を模した自動車 その他の物を設置するとともに、 車両から降車して確認を行わせる。 また、後退時にパイロンに接触 させるなどして、外輪差を体感さ せる。なお、準中型車講習におい て後退時の実技を実施するものは、

2 危険予測ディスカッション(討議)

講	習細目	指 導 要 領	備考
(1)	危険予測	教本、視聴覚教材等必要な教材	特定後写鏡等条件が付される者

の重要性	を用い、かつ、具体的な事例を挙 げて「危険予測の意義、重要性」 について説明する。	に対してI て、対話F 運転する ^は
(2) 走行中の 危険場面	直前に実施された「1 危険を予測した運転」走行中の場面を素材にして、受講者に危険場面を抽出させる。その際、できるだけ受講者相互の討議の中から引き出させてから、不足している内容について指導員が補足説明するよう心がけること。	へ今た依 おを方 をり 認る状運 合鏡聴の後事頼踏い周法緊周認そ知危況転特に等覚対、項す切て囲 急囲知ので険及の定遵の障対運にるを、の 自のす他きがび方後守意害処運にるを、の 重変を
(3) 起こり得 る危険の予 測	それぞれの危険場面において起 こり得る危険を予測させ、それが なぜ危険なのかを理解させる。	
(4) より危険 の少ない運 転行動	予測される危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。	

に対しては、特に次の事項について、対話形式により行う。また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行うほか、今後、運転を実際に行い、気付いた事項について、警察への連絡を依頼する。

踏切を通過しようとするときにおいて、列車が接近してきたこと を周囲の交通の状況から認知する 方法

緊急自動車が接近してきたこと を周囲の交通の状況から視覚によ り認知する方法

その他交通の状況を聴覚により 認知できない状態でする運転に係 る危険があるおそれがある交通の 状況及び当該状況における安全な 運転の方法

特定後写鏡等条件で運転する場合に遵守すべき事項(特定後写 鏡等の意義、普通車の意義及び 聴覚障害者標識の意義)

3 高速道路での運転に必要な知識(講義)

講習細目	指導要領	備	考
(1) 高速道路 利用上の心 得	教本、視聴覚教材等必要な教材 を用い、高速道路の特徴及び施設 の利用法、高速走行の特性、走行 要領等について理解させる。		
(2) 走行計画 の立て方	自由度の少ない高速道路においては、燃料補給や適度な休憩を折り込んだゆとりある走行計画を立てるように指導する。		
(3) 本線車道 への進入	一般道路から、料金所、ランプ ウェイ等を通行して、本線車道へ 合流するまでの運転の流れを理解 させる。		
(4) 本線車道 での走行	急ブレーキ・急ハンドルの回避 トンネルやインターチェンジ付近 の走行の仕方、追越しの仕方等に ついて理解させる。		
(5) 本線車道 からの離脱	本線車道から、減速車線、ラン プウェイ等を通行して一般道路に 流入するまでの運転の流れを理解 させる。		

4 高速道路での運転に必要な技能(実技)

講習細目	指 導 要 領	備	考
(1) 高速走行 前の車両の 点検の仕方	高速走行前に必要とされる点 の仕方を指導する。 燃料の量 エンジンオイルの量 冷却水の量、漏れ ファンベルトの張り具合、 傷 タイヤの溝の深さ	じて車線変など施設を	技量や交通状況等に応 更を積極的に行わせる 十分に活用すること。
(2) 本線車道 への進入	次の事項について指導する。 インターチェンジの通行 料金所付近のマナーと心得 本線車道の車両の確認 加速車線での加速 本線車道へのなめらかな進		
(3) 本線車道 での走行	次の事項について指導する。 一定速度による走行 走行車線での走行方法 車間距離の維持 車線変更 追越し アクセルワークによる速度 節	調	
(4) 本線車道 からの離脱	本線車道から減速車線、ランウェイ等を通行させ、一般道路流入させる。 減速車線での走行方法 エンジンブレーキの活用 一般道路に応じた速度での	^	

別添 4

大型二輪車講習及び普通二輪車講習指導要領

1 危険を予測した運転(実技)

講習細目	指 導 要 領	備考
(1) 危険要因のとら え方	受講者は3人までとし、1人10分~15分程 度の模擬体験走行を行う。	・運転シミュレータ ーを使用する。
(2) 起こり得る危険 の予測	運転シミュレーターの危険場面を体験させ、指導員の解説により危険予測の仕方を指導する。	
(3) 危険の少ない運転行動の選び方	あらかじめ設定された危険場面、注意場面を選択し、複数(3人以内)の受講者に交代で体験させる。 後部から他の受講者が行う運転状況を観察させ、自分の予測、判断、対応の仕方との違いを比較させて、よい部分を吸収させる。 指導員が模範運転を行い、自分の運転との違いを気付かせる。その際、どこが違うか指導員は説明しないで、引き続き行われる「2危険予測ディスカッション」に役立てる。	・ディスカッション マスカック ラミラック で きると きる はつけて おって はい で はい で はい で はい で はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい

2 危険予測ディスカッション(討議)

講習細目	指 導 要 領	備考
(1) 危険予測の重要 性	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、 つ、具体的な事例を挙げて「危険予測の 義、重要性」について説明する。	
(2) 走行中の危険場 面	直前に実施された「1 危険を予測した。 転」走行中の場面を素材にして、受講者に 険場面及び指導員との運転の違いなどを抽品 させる。その際、できるだけ受講者相互の 議の中から引き出させてから、不足してい 内容について指導員が補足説明する。	世 計
(3) 起こり得る危険	それぞれの危険場面において起こり得る!	ਰੋ

の予測	険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解 させる。	
(4) より危険の少な い運転行動	予測される危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。	

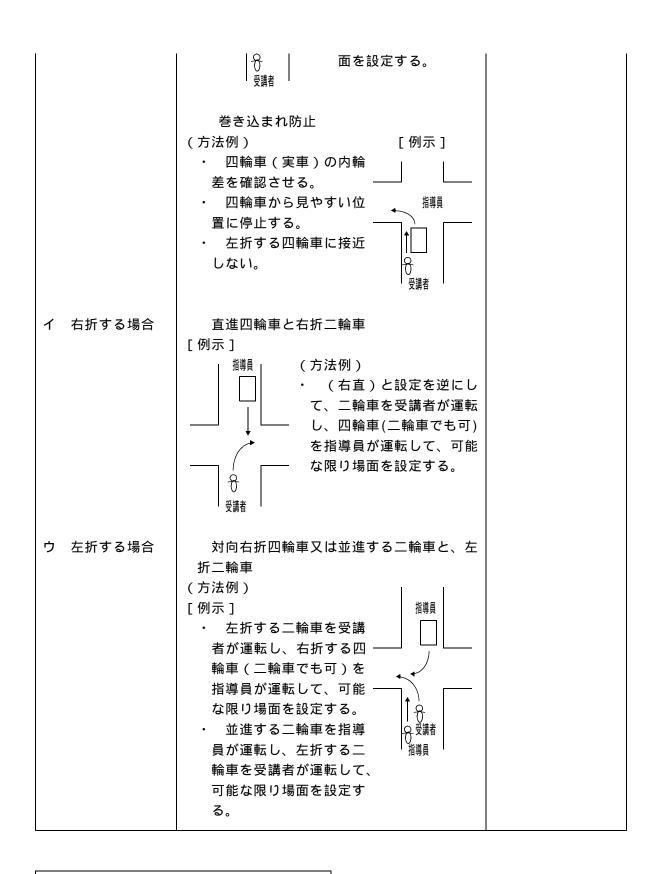
3 二人乗り運転に関する知識(講義)

講習細目	指 導 要 領	備考
(1) 二人乗りに関する法規制の内容	教本、DVD等必要な教材を用い、二人乗りに関する法規制の内容について説明する。	
(2) 二人乗りの運転 特性	教本、DVD等必要な教材を用い、一人乗 りと二人乗りとの違い及び一人乗りでの運転 習熟の重要性について説明する。	

4 基本走行(実技)

(1) ケース・スタディ(交差点)

講習細目	指	導	要	領	備	考
特徴的事故の危険に対応した走行ア 直進する場合	走行中等実施 コース内の 面を設定し、 直進二輪軍 (方法例)	を かく	工夫して行 以もも 四輪車 講者輪車 が車 一	所で、同様な場 「直) 「例示] 「 ^{指導} 」	ーで行う	ミュレータ
	出会い頭[例示]	(7 L	転し、 P でも可じ	● 受講者 車を受講者が運 型輪車(二輪車)を指導員が運 可能な限り場		



(2) 交通の状況及び道路環境に応じた運転

講習細目	指導	要	領	備	考
(1) 速度調節	周回、幹線及び狭路	各コースの	の連続走行によ		

	り、直線路、交差点及びその付近、カーブ、 狭い道路等での速度の調節の必要性及び調節 の仕方を指導する。	
(2) 行き違い及び側 方通過	周回、幹線及び狭路コースの連続走行により、幅員の広い道路、カーブ、狭い道路、駐車車両等の障害物の側方通過時の安全な行き 違い及び側方通過の仕方を指導する。	
(3) 追い越し及び追 い越され	周回、幹線コースの連続走行により、追い 越しの判断、追い越しの方法、追い越され方 を指導する。	
(4) 制動の時期及び 方法	周回、幹線コースの連続走行により、空走 距離、制動距離及び周囲の交通状況に応じた 安全かつ円滑な制動の必要性及び行い方を指 導する。	
(5) 自由走行	自主的な運転行動 連続する総合的な課題を法規に従って自主的に走行させる。 ・ 課題は受講者の希望を踏まえながら、3つ程度を必ず通過するように指導員が設定し、教示する。 (指導例) 「直線狭路コース」、「屈折コース」、「曲線コース」を通過するようコースを設定させる。	

別添 5

大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における指導及び実施要領

1 危険を予測した運転	
講習細目	指導要領
1 危険要因のとらえ方	絶えず変化する道路上の危険要因(情報)をより早く、より
	広く、より深くとらえさせ、これらの情報を取捨選別する方法
	について訓練させる。
2 起こり得る危険の予	とらえた危険要因(情報)ごとに、危険予測の仕方について
測	解説指導し、顕在的・潜在的危険を予測させる。
	個癖にとらわれた予測を払拭し、どの危険に対してどのよう
	な予測をするか個々具体的に指導し、教習生にも順次危険要因
	を拾い上げさせ予測の仕方を定着させる。
3 危険の少ない運転行	入手した情報により予測した危険について、安全な回避行動
動の選び方	を選択させる。
	旅客輸送の運転者として、一般の運転者より安全な運転行動
	の必要性を理解させるとともに、余裕を持った回避行動を定着
	させる。
	講習実施要領

1 講習の方法

(1) 観察学習による講習及び、コメンタリードライビングによる講習をそれぞれ1時間行うこと。ただし、観察学習については、受講者が観察することのみに終始しないよう指導すること。

また、観察学習についてのみ、運転シミュレーターによる講習(集団講習可)を行う ことができるものとする。

- (2) 上記方法による講習を2時間連続で行った後、引き続き講習項目2「危険予測ディスカッション」(1時間)を行うことが望ましいものとする。ただし、3時間連続で行うことが困難な場合については、次の方法によることができるものとする。
 - ア 観察学習を行った後、引き続き講習項目 2 「危険予測ディスカッション」を行い、 その後近接した機会(講習と講習の間に他の講習を挟まないもの。) にコメンタリー ドライビングを行うもの。
 - イ 観察学習を行った後、これに近接した機会にコメンタリードライビングを行い、それに引き続き講習項目 2 「危険予測ディスカッション」を行うもの。
- 2 講習指導員の数

観察学習、及び上記1(2)の方法による本講習及び講習項目 2 「危険予測ディスカッション」を 3 時限以上連続で行う場合におけるコメンタリードライビングについてのみ、複数講習を行うことができるものとする。

なお、上記方法による場合は、それぞれの受講者の運転できる機会が均等になるよう配 意すること。

3 使用車両

大型旅客車講習にあっては、大型自動車(バス型、乗車定員30人以上)を、中型旅客車講習にあっては、中型自動車(バス型、乗車定員11人以上29人以下)を、普通旅客車講習にあっては、普通自動車を使用すること。

2 危険予測ディスカッション	
講習細目	指導要領
1 危険予測の重要性	視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げ
	て「危険予測の意義、重要性」について説明する。
2 走行中の危険場面	直前に実施された「危険を予測した運転」における走行中の
	場面を素材にして、受講者に危険場面を抽出させる。その際、
	できるだけ受講者からの発言を引き出し、不足している内容に
	ついて指導員が補足説明するよう心掛ける。
3 起こり得る危険の予	それぞれの危険場面において起こりうる危険を予測させ、そ
測	れがなぜ危険なのかを理解させる。
4 より危険の少ない運	予測させる危険に対してとる運転行動のうち、どのような運
転行動	転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。
	講習実施要領
1 講習方法	

- (1) 講習項目 1 「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本講習を行うことが望ましいものとする。ただし、3時間以上連続して行うことができない場合にあっては、講習項目 1 「危険を予測した運転」の講習方法における1(2)ア、1の方法により、少なくとも実技に係る講習を1時間以上行った後に引き続き連続して行うこと。
- (2) 講習指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ受講者の考え方や疑問を引き出し、発言させること。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した講習を行うなど、実施方法について工夫すること。

- (3) 本講習における講習指導員はできるだけ直前に行った実技に係る講習における講習指導員が引き続き行うこと。
- (4) 本講習における受講者の数は、受講者全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。

3	夜	間	の	運	転														
	講	習	細	目						指	違	į	要	領	į				
1	夜阝	引にす	うける	5 運車	云視	前則	烈灯	の照	射角	度によ	こり神	現り	こ差か	ヾある	ここと	Ŀを∃	里解る	させ	ると
界	ママス アマス アマス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイ	催保の	仕方			ともに	- 1	視界	確保の	り仕方	につ	いて	修得	させ	る。				
2	夜阝	引にす	うける	3道路	各交	蒸乳	き現:	象や	眩惑	等、花	え間特	有の	D現象	きを理	と解る	させ、	早期	期的	確な
追	重に係	る情	報の	捉え	方	情報の)捉:	え方し	こつし	1て修	得さ	せる							
3	夜阝	引にす	うける	5 運車	ヹ	前則	烈灯	の切	り替	え等、	夜間	引にす	うける	るより	よし	1運車	云方氵	去を	理解
仁	上方					させ、	反征	复指	算して	てこれ	を修	得さ	せる	0					
						講	習		実	施	要	į	領						

1 講習方法

- (1) 日没後の道路における講習を原則とすること。
- (2) ただし、上記(1) の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。

ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。

- イ 講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習、 施設内のコースにおける講習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた 後、引き続き道路における講習を行うもの(ただし、講習から講習への移動時間の短 い場合に限る。)。
- ウ 本講習については、次のことに留意すること。

道路における講習を行う場合は、中央分離帯のないコースで車内の照明を点灯(大型旅客車講習のみ)させて行うこと(設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定すること。)。

- (3) 日没後に本講習を行うことができない場合に限り、次の方法により行わせることができるものとする。
 - ア 日没に近接した時間に行うこと。
 - イ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間 特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き施設内のコースにおいて擬 似薄暮時走行を行うものであること(ただし、講習から講習への移動時間の短い場合 に限る。)
 - ウ 本講習については、次のことに留意すること。

日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立 天文台が発表する各地の日没時間によること。

擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル(透過率40%の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの。)を使用すること。

また、あらかじめ施設内のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行うこと。

2 講習指導員の数

- (1) 本講習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団講習によることができるものとする。
- (2) 暗室における講習については、施設の規模により適正な講習が実施できる人数とすること。
- 3 使用車両

大型旅客車講習にあっては、大型自動車(バス型、乗車定員30人以上)を、中型旅客車講習にあっては、中型自動車(バス型、11人以上29人以下)を、普通旅客車講習にあっては、普通自動車を使用すること。

4 悪条件下での運転	
講習細目	指導要領
1 積雪、凍結道路の運	積雪、凍結路面において急ブレーキや急ハンドル操作を実施
転の仕方	させ、その危険性を理解させるとともに、早めの制動や十分な
	車間距離等、安全な走行方法について訓練させる。
2 濃霧、吹雪、砂塵等	視界不良の場合における視界の確保方法及び危険要因の早期
で視界不良の場合の運	発見方法を修得させ、早めの制動や十分な車間距離の確保等、
転の仕方	安全な走行方法について訓練させる。
3 豪雨、強風下での運	豪雨及び強風下における車体への影響を理解させるとともに、
転の仕方	同状況下における安全な走行方法について訓練させる。
4 道路冠水の場合の措	冠水部分における走行可否のみきわめ方法を修得させるとと
置	もに、通過後の安全確認等を理解させる。
	講習実施要領

1 講習方法

(1) 道路又は施設内のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る講習を行う場合は、凍結又は積雪状態にある路面での走行に限らせること。

また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限ること。

- (2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。
 - ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。
 - イ スキッドコース又はスキッド講習車を使用するもの。
 - ウ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き上記(1)の 方法による講習を行うもの(ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限 る。)。
- (3) なお、道路における講習又は施設内のコースにおける講習において、実際の悪条件下における運転に係る講習を行う場合、又は、スキッド講習を行う場合(悪条件の一部での走行のみの場合)については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で細く説明すること。
- 2 講習指導員の数

運転シミュレーターによる講習又はスキッド講習を行う場合は、集団講習によることができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド講習を集団で行う場合は、運転しない他の受講者は安全な場所で見学する方法によるものとすること。

3 使用車両

大型旅客車講習にあっては、大型自動車(バス型、乗車定員30人以上)、中型自動車 (バス型、乗車定員11人以上29人以下)又は普通自動車を、中型旅客車講習にあっては、 中型自動車(バス型、乗車定員11人以上29人以下)又は普通自動車を、普通旅客車講習に あっては、普通自動車を使用すること。

5 身体障害者等への対応		
講習細目	指導要領	
1 子供、高齢者の行動	教本、視聴覚教材等を用い、旅客となりうる子供、高齢も	者の
特性を理解した運転行	行動を理解させるとともに、より安全な運転行動と対応を修	修得
動と対応	させる。	
2 身体障害者の行動特	身体障害者の特性を理解させるとともに、実習形式で車両	両へ
性を理解した運転行動	身体障害者を乗車させる方法について修得させる。	
と対応		
	講習実施要領	

1 講習方法

- (1) 大型旅客車講習にあっては、バス型の大型自動車(及び必要に応じバス型の中型自動車又は普通自動車)を、中型旅客車講習にあっては、バス型の中型自動車(及び必要に応じバス型の大型自動車又は普通自動車)を、普通旅客車講習にあっては、普通自動車(及び必要に応じバス型の大型自動車又はバス型の中型自動車)を用い、施設内のコースその他の設備において実習形式により行うこと。
- (2) 講習の一部として車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、講習指導員又は受

講者が互いに運転者又は乗客となって実習を行うこと。

なお、この場合車椅子を使用することが望ましいものとするが、車椅子に代えて椅子 を使用しても差し支えないものとする。

- (3) 講習の一部(約20分以内)については、DVD等の視聴覚教材を使用した講習を行うことができるものとする(ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限る。)。
- 2 講習指導員の数 講習指導員1名が6人以内の受講者に対し行うことができるものとする。
- 3 合同講習の方法 当該講習は、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の合同講習を行うこ とができるものとする。

大型免許等を受けようとする者に対する講習の運用に関する細目について

第1 基本的留意事項

1 講習指導員の資質の向上

講習指導員に対する教養及び研究会を随時開催し、知識、技能等の向上に努めること。

なお、新しく講習指導員となる者については、事前に十分な教養を行い、講習に関する知識・技能の習得を図ること。

2 講習の委託

(1) 委託契約の内容

講習を委託する場合は、あらかじめ講習実施方法、講習科目等の具体的な講習実施基準(以下「委託講習の実施基準」という。)を定め、これに基づいて講習が行われるようにすること。

なお、おおむね次の事項を内容とする委託契約によって講習の委託を行い、十分 な講習水準が維持され、講習が適正に行われるよう常時指導に当たること。

- ア 講習は、公安委員会が定める委託講習の実施基準に従って実施すること。
- イ 講習の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従うこと。
- ウ 講習は、要件を充足する講習指導員が行うとともに、講習指導員に対し、随時 必要な研修を受けさせること。
- エ 講習指導員が免許の取消し又はその効力の停止処分を受けたとき、その他講習 指導員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し又は 必要な期間その者の業務を停止すること。
- オ 講習が委託講習の実施基準に従って行われないとき、その他委託契約の条項に 著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに講習の委託を解約することができること。
- カ その他講習の適正な実施に必要な事項

(2) 講習委託費

講習委託費は、手数料収入との見合いにおいて、効果的な講習を行うに足りる額を支出できるよう予算措置をとること。

(3) 委託先の講習施設等

大型二輪車講習及び普通二輪車講習は、二輪車用の運転シミュレーターを使用して行うこととなるので、二輪車用の運転シミュレーターを備えているところに委託

すること。

また、大型車講習、中型車講習及び準中型車講習(準中型自動車を使用した講習)における講習項目「5 悪条件下での運転」並びに大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における講習項目「4 悪条件下での運転」についても、事実上運転シミュレーター、スキッドコース又はスキッドカーを使用して行うこととなるので、適応した運転シミュレーター等を備えているところに委託すること。

第2 講習実施上の留意事項

1 指定自動車教習所の教習との合同による実施

委託先が指定自動車教習所の場合には、「指定自動車教習所の教習の標準について (通達)」に定められている「指定教習所の教習の標準」(以下「教習の標準」という。)のうち、それぞれ次に掲げるものに係る教習と合同で行うことができるものと する。

- (1) 大型車講習、中型車講習及び準中型車講習(準中型自動車を使用した講習)
 - ア 「2 危険を予測した運転」

教習の標準の大型免許及び中型免許に係る技能教習の応用走行(第2段階)項目名8並びに準中型免許に係る技能教習の応用走行(第2段階)項目名21

イ 「3 危険予測ディスカッション」

教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科(二)(第2段階)項目名1

ウ 「4 夜間の運転」

教習の標準の大型免許及び中型免許に係る技能教習の応用走行(第2段階)項目名9並びに準中型免許に係る技能教習の応用走行(第2段階)項目名22 ただし、運転シミュレーターによる教習及び暗室における教習に限るものとすること。

エ 「 5 悪条件下の運転 」

教習の標準の大型免許及び中型免許に係る技能教習の応用走行(第2段階)項目名10並びに準中型免許に係る技能教習の応用走行(第2段階)項目名23 ただし、運転シミュレーターによる教習及びスキッド教習に限るものとすること。

- (2) 準中型車講習(普通自動車を使用した講習)及び普通車講習
 - ア 「1 危険を予測した運転」

教習の標準の準中型免許に係る技能教習の応用走行(第2段階)項目名11及び 普通免許・AT限定普通免許に係る技能教習の応用走行(第2段階)項目名13

イ 「 2 危険予測ディスカッション」

教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科(二)(第2段階)項目名1 ウ 「3 高速道路での運転に必要な知識」 教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科(二)(第2段階)項目名17

エ 「4 高速道路での運転に必要な技能」

教習の標準の準中型免許に係る技能教習の応用走行(第2段階)項目名12及び 普通免許・AT限定普通免許に係る技能教習の応用走行(第2段階)項目名14

- (3) 大型二輪車講習及び普通二輪車講習
 - ア 「 1 危険を予測した運転」

教習の標準の大型二輪免許・普通二輪免許に係る技能教習の応用走行(第2段階)項目名15

イ 「2 危険予測ディスカッション」

教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科(二)(第2段階)項目名1

ウ 「3 二人乗り運転に関する知識」

教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科(二)(第2段階)項目名18

エ 「 4 ケース・スタディ(交差点)」

教習の標準の大型二輪免許・普通二輪免許に係る技能教習の応用走行(第2段階)項目名13

オ 「 5 交通の状況及び道路環境に応じた運転 」

教習の標準の大型二輪免許・普通二輪免許に係る技能教習の応用走行(第2段階)項目名14

ただし、当該講習は、上記エ「4 ケース・スタディ(交差点)」とオ「5 交通の状況及び道路環境に応じた運転」を1時間行うこととなるので、効果的な教習及び講習ができない場合は、教習とは別に講習を行うよう配意すること。

(4) 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習

ア 「1 危険を予測した運転」

教習の標準の大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能教習の応用走行 (第2段階)項目名9並びに普通第二種免許・AT限定普通第二種免許に係る技 能教習の応用走行(第2段階)項目名10

ただし、観察教習(運転シミュレーターによる教習を含む。)及び本項目及び教習の標準の学科教習の学科(二)(第2段階)項目名18を3時限連続で実施する場合のコメンタリードライビング(同一の種類の免許に係るものに限る。)に限るものとすること。

イ 「 2 危険予測ディスカッション」

教習の標準の第二種免許に係る学科教習の学科(二)(第2段階)項目名18

ウ 「3 夜間の運転」

教習の標準の大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能教習の応用走行 (第2段階)項目名10並びに普通第二種免許・AT限定普通第二種免許に係る技 能教習の応用走行(第2段階)項目名11

ただし、運転シミュレーターによる教習及び暗室における教習に限るものとすること。

エ 「 4 悪条件下の運転 」

教習の標準の大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能教習の応用走行 (第2段階)項目名11並びに普通第二種免許・AT限定普通第二種免許に係る技 能教習の応用走行(第2段階)項目名12

ただし、運転シミュレーターによる教習及びスキッド教習に限るものとすること。

オ 「 5 身体障害者等への対応 」

教習の標準の第二種免許に係る学科教習の学科(一)(第1段階)項目名17

(5) 第一種免許に係る応急救護処置講習

教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科(二)(第2段階)項目名2、3

(6) 第二種免許に係る応急救護処置講習

教習の標準の第二種免許に係る学科教習の学科(二)(第2段階)項目名19、20

2 教習の課程の指定を受けた特定届出教習所における教習との合同による実施

委託先が教習の課程の指定を受けた特定届出教習所の場合には、「届出自動車教習所業務指導の標準について(通達)」に定める「届出自動車教習所業務指導の標準」(以下「届出自動車教習所業務指導の標準」という。)のうち、それぞれ次に掲げるものに係る教習と合同で行うことができるものとする。

(1) 大型車講習、中型車講習及び準中型車講習(準中型自動車を使用した講習)

ア 「 2 危険を予測した運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型免許及び中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目(2 危険を予測した運転)並びに準中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目(2 危険を予測した運転(貨物自動車))

イ 「3 危険予測ディスカッション」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型免許及び中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目(3 危険予測ディスカッション)並びに準中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目(4 危険予測ディスカッション(貨物自動車))

ウ 「4 夜間の運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型免許及び中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目(1 夜間の運転)並びに準中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目(1 夜間の運転)

ただし、運転シミュレーターによる教習及び暗室における教習に限るものとすること。

エ 「 5 悪条件下の運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型免許及び中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目(2 悪条件下での運転)並びに準中型免許に係るカリキュラムの教習項目(2 悪条件下での運転)

ただし、運転シミュレーターによる教習及びスキッド教習に限るものとすること。

(2) 準中型車講習(普通自動車を使用した講習)及び普通車講習

ア 「1 危険を予測した運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の準中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目(3 危険を予測した運転(普通乗用自動車))及び普通免許に係る教習カリキュラムの教習項目(1 危険を予測した運転)

イ 「2 危険予測ディスカッション」

届出自動車教習所業務指導の標準の準中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目(5 危険予測ディスカッション(普通乗用自動車))及び普通免許に係る教習カリキュラムの教習項目(2 危険予測ディスカッション)

ウ 「3 高速道路での運転に必要な知識」

届出自動車教習所業務指導の標準の準中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目(1 高速道路での運転に必要な知識)及び普通免許に係る教習カリキュラムの教習項目(1 高速道路での運転に必要な知識)

エ 「 4 高速道路での運転に必要な技能」

届出自動車教習所業務指導の標準の準中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目(2 高速道路での運転)及び普通免許に係る教習カリキュラムの教習項目(2 高速道路での運転)

(3) 大型二輪車講習及び普通二輪車講習

ア 「1 危険を予測した運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習 カリキュラムの教習項目 1

イ 「2 危険予測ディスカッション」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習 カリキュラムの教習項目 2

ウ 「3 二人乗り運転に関する知識」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習 カリキュラムの教習項目 3

エ 「 4 ケース・スタディ(交差点)」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習

カリキュラムの教習項目4

オ 「 5 交通の状況及び道路環境に応じた運転 」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習 カリキュラムの教習項目 5

ただし、当該講習は、上記エ「4 ケース・スタディ(交差点)」とオ「5 交通の状況及び道路環境に応じた運転」を1時間行うこととなるので、効果的な教習及び講習ができない場合は、教習とは別に講習を行うよう配意すること。

(4) 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習

ア 「1 危険を予測した運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型第二種免許、中型第二種免許及び普通 第二種免許に係る教習カリキュラムの教習項目 1

ただし、観察教習(運転シミュレーターによる教習を含む。)及び本項目及び教習の標準の学科教習の学科(二)(第2段階)項目名18を3時限連続で実施する場合のコメンタリードライビング(同一の種類の免許に係るものに限る。)に限るものとすること。

イ 「2 危険予測ディスカッション」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型第二種免許、中型第二種免許及び普通 第二種免許に係る教習カリキュラムの教習項目 2

ウ 「3 夜間の運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型第二種免許、中型第二種免許及び普通 第二種免許に係る教習カリキュラムの教習項目 3

ただし、運転シミュレーターによる教習及び暗室における教習に限るものとすること。

エ 「 4 悪条件下の運転 」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型第二種免許、中型第二種免許及び普通 第二種免許に係る教習カリキュラムの教習項目 4

ただし、運転シミュレーターによる教習及びスキッド教習に限るものとすること(なお、本項目を代替的教習により行う場合は除く。)。

オ 「5 身体障害者等への対応」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型第二種免許、中型第二種免許及び普通 第二種免許に係る教習カリキュラムの教習項目 5

(5) 第一種免許に係る応急救護処置講習

届出自動車教習所業務指導の標準の第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュ ラムの教習項目

(6) 第二種免許に係る応急救護処置講習

届出自動車教習所業務指導の標準の第二種免許に係る応急救護処置教習カリキュ ラムの教習項目

3 指導員の資格要件

講習と教習を合同で行おうとする場合は、当該教習に係る免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に行わせること。

4 教本及び視聴覚教材

- (1) 大型車講習、中型車講習及び準中型車講習(準中型自動車を使用した講習) 危険予測ディスカッションに必要な知識等を内容とする、講習内容に即した教本 を使用すること。
- (2) 準中型車講習(普通自動車を使用した講習)及び普通車講習 危険予測ディスカッション、高速道路での運転に必要な知識等を内容とする、講 習内容に即した教本を使用すること。
- (3) 大型二輪車講習及び普通二輪車講習

ア 教本

危険予測ディスカッション、二人乗り運転に関する知識等を内容とする、講習 内容に即した教本を使用すること。

イ 視聴覚教材

二人乗り運転に関する知識の講習については、二人乗りに関する法規制の内容 及び運転特性に係る知識等を内容とするものを使用すること。

(4) 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習

危険予測ディスカッションに必要な知識等を内容とする、講習内容に即した教本を使用すること。

また、身体障害者等への対応については、身体障害者、子ども、高齢者等交通弱者の行動特性を理解した運転行動と対応等を内容とするものを使用すること。

(5) 応急救護処置講習

第一種免許に係る応急救護処置講習にあっては、運転者が交通事故による負傷者を救護するために必要な知識のほか、心肺蘇生、自動体外式除細動器(AED)の使用、止血等の救護処置の具体的な方法について、分かりやすくまとめたものを使用すること。

第二種免許に係る応急救護処置講習にあっては、旅客自動車の運転者が交通事故による負傷者を救護するために必要な知識のほか、心肺蘇生、自動体外式除細動器(AED)の使用、止血、固定、包帯の使用等の救護処置の具体的な方法について、分かりやすくまとめたものを使用すること。

5 講習終了証明書の取扱い

講習を終了した者に対しては、大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、準

中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書又は普通旅客車講習終了証明書及び応急救護処置講習終了証明書(一)又は応急救護処置講習終了証明書(二)を交付すること(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第38条第16項)。

また、講習終了証明書を交付する際には、免許申請時に講習終了証明書(講習を終了した日から1年を経過しないものに限る。)を添付する(府令第18条の2第1項) こととされているので、講習終了証明書を持参する旨を教示すること。

なお、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号)第5条の規定による終了証明書の交付を受けた者については、免許申請時に指定教習課程を終了したものであることを確認することとなるので、終了証明書を持参する旨教示すること。